

## エンドユーザライセンス契約 - Sentinel 8.3

重要: ライセンサはこの認可されたソフトウェアをライセンス取得者(個人、または別の法人の従業員またはその法人の代理人としてその法人を代表する者としての元の購入者)に提供し、ライセンス取得者は以下に規定された条項への同意に基づいてこれを使用するものとします。これらの条項は、**ライセンスソフトウェアの以前のリリースに付随したエンドユーザ使用許諾契約と異なる場合があります。**これらの条項には、本ソフトウェアの使用について追加の制限が含まれている場合があるため、**条項を注意深く読み、十分に理解してから使用してください。**質問がありましたら、MICRO FOCUS の法務部門 (LEGALDEPT@MICROFOCUS.COM) にお問い合わせください。本使用許諾契約の条項に同意されない場合は、本ライセンスソフトウェアの使用を認可されません。インストール時に [受諾] ボタンをクリックするか、同様の受諾メカニズムを使用するか、またはライセンスソフトウェアをコピーまたは使用することによって、使用権者は、本使用許諾契約を読んでこれを理解し、その条項に従うことに同意したことを認めることになります。ライセンス取得済みソフトウェアは使用を許諾されるもので、販売されるものではありません。

本エンドユーザライセンス契約(「**ライセンス契約**」)における用語の意味を以下に示します。

「**ドキュメント**」はライセンスソフトウェアに付属するライセンスユーザドキュメントです。

「**ライセンス取得者**」はライセンスソフトウェアをライセンスからまたはライセンスの販売店または販売代理店から合法的に取得する単一の法人または個人です。

「**ライセンスオプション**」は本ライセンス契約の付録 1 で規定されるライセンスオプションです。

「**ライセンス**」は、NetIQ Corporation、Micro Focus 社、あるいは使用権者がライセンスソフトウェアを取得した国においてライセンスソフトウェアの使用を許諾する権限を持つ Micro Focus 法人です。

「**ライセンスソフトウェア**」はライセンスによってライセンス取得者に提供される上記のライセンスコンピュータプログラムのオブジェクトコードのバージョン、そのドキュメント、およびその他の補完的な資料を指し、これにはこれらに関するソフトウェアセキュリティキーが含まれますがこれに限定されるものではありません。ドキュメントは電子的手段により提供される可能性があり、また、英語以外の言語で提供されない可能性があります。アクティブ化またはライセンスソフトウェアの使用に必要な場合には、ライセンスソフトウェアにライセンスキーが付随します。ライセンスソフトウェアには、使用権者が以下の第 6 項に記載されているような追加サポートおよび保守、またはそのいずれかの購入によって受け取る本ライセンスソフトウェアへの更新の使用も含まれ、その使用はこの使用許諾契約により管理されるものとし、このような更新に異なるエンドユーザ使用許諾契約が含まれる、または付属している場合には、本使用許諾契約の第 17 項で規定されているように、本使用許諾契約を双方の合意により修正する必要はなく、そのエンドユーザ使用許諾契約が本使用許諾契約より優先され、そのソフトウェアライセンスの使用を管理するものとします。本使用許諾契約は、以下の第 6 項および第 7 項(またはこれらのいずれか)に基づいてライセンスによって提供されない限り、使用権者にライセンスソフトウェアを更新する権利を付与しません。

「**製品注文書**」は、(i)ライセンス取得者により、購入するライセンスソフトウェアそれぞれのライセンスを記載して発行され、(ii)ライセンスによって受け入れられたドキュメントです。ライセンスは、ライセンスの受諾を書面で確認するか、ライセンスソフトウェアをライセンス取得者に提供するか、のいずれかの方法のうち、早く完了した方により製品注文書を受諾したものとします。製品注文書には、書面による見積書またはそのような意図で言及されている場合にはソリューションオーダーも含まれ、これらはライセンスが購入された使用許諾対象の個々のソフトウェアライセンスを記述して発行し、使用権者が見積書の有効期限内に受諾してライセンスに返送し、使用権者が見積書に基づいて注文書またはその他の受諾を確認する書類をライセンスに発行し、使用権者が見積書に規定されているすべての料金をライセンスに支払うか、またはそのいずれかの方法によって使用権者が受け入れる必要があります。個々の製品注文書は個別の契約を構成し、それぞれに本使用許諾契約を組み込むものとします。本使用許諾契約の条項と製品注文書の条項に矛盾がある場合、製品注文書の条項が優先されます。本使用許諾契約または製品注文書に関連して使用権者が発行した購入注文書または同様のドキュメントに含まれている条項は適用されないものとし、発行されたそれらのドキュメントは注文されたライセンスソフトウェア、使用許諾数、および支払い価格を特定する管理目的のみとし、その他の法的効果はないものとします。この段落で意図するライセンスとは、ライセンス取得者がライセンスソフトウェアを購入する購入元のライセンスまたは場合によってはライセンスの認可販売代理店を意味しますが、ライセンスの認可販売代理店によって受け入れられた製品注文書の矛盾するまたは追加された条項は、その条項がライセンスによって書面で同意されていない限り無効であるものとします。

「**保証期間**」はライセンスソフトウェアをライセンス取得者に提供した日から 90 日間です。

- 1 **使用許諾の付与と使用許諾条件。**製品注文書に記載された当該の払い戻しできない使用許諾料金の支払いに対し、および本ライセンス契約で規定された条項にライセンス取得者が従うことを条件に、ライセンスは、個人的な使用と便宜のためにのみライセンスソフトウェアを使用するための個人的で、永続的な(ライセンス取得者がサブスクリプション/期間使用許諾を購入した場合を除く)、譲渡できない、再販できない、非排他的な使用許諾をエンドユーザとしてのライセンス取得者に付与します。ライセンス取得者によるライセンスソフトウェアの使用と運用およびライセンスソフトウェアに対して提供されるライセンス許諾は、ライセンス取得者がライセンスソフトウェアの実行に必要な有効なライセンスキーを所有していることを前提としています。使用権者は、ライセンスキーまたはメディアの紛失または破損、代替ライセンスキーまたはメディアまたは新しいライセンスキーまたはメディアの提供について、ライセンスが責任を負わないことに同意するものとします。ただし、使用権者が該当の使用許諾のサポートおよび保守について有効期限内で、該当する年間サポートおよび保守契約で規定された範囲内で、ライセンスが必要に応じてそのような代替品を提供するために十分な権利を該当するサードパーティ販売業者から受けている場合にはその限りではありません。該当する使用許諾のサポートおよび保守の有効期限が切れている場合でも、代替または新規のライセンスキーまたはメディアをライセンスの当該新規ライセンスのその時点ででの定価で購入できる場合があります。

その他のライセンスオプションは、付録 1 で規定されているようにまたは付録 1 の説明に従ってライセンスから入手できます。ライセンスソフトウェアの使用権者が購入する当該ライセンスオプションおよびライセンス数は製品注文書に明記されるものとし、それ以外の場合にはライセンスにより書面で特定されるものとし、ライセンスソフトウェアは、付録 2 にある「ソフトウェア固有の条件」で規定されているように追加の条項にも拘束されます。条項に矛盾がある場合、以下の優先順位に従って解決するものとし、付録 2、付録 1、本使用許諾契約の本文。

- 2 **使用に関する制限事項。** 本使用許諾契約の付録 1 または付録 2 で特に許可されている場合は除き、使用権者は以下の行為を行わないことに同意します。
  - 2.1 ライセンサが要求する該当する追加料金をライセンスに支払わずに内部使用目的でのライセンスソフトウェアの全部または一部をコピー、配布すること。ただし、以下の場合を除く。(i)合理的な数のアーカイブバックアップコピーの作成 (ii)ライセンスにより書面によって明示的に許可された場合 (iii)ライセンスから使用権者に電子的形式で提供されたドキュメントの合理的な数のコピーの作成。使用権者は、ライセンスソフトウェアに表示されるすべての著作権およびその他の専有権の通知（すべてのサードパーティ販売業者の通知を含む）を複製し、添付するものとし、
  - 2.2 タイムシェアリング、ファシリティマネジメント、アウトソーシング、ホスティング、サービス機関にこのライセンスソフトウェアを使用すること。またはその他のアプリケーションサービス (ASP) またはデータプロセッシングサービスをサードパーティに提供するために使用すること。その他同様の目的で使用すること。
  - 2.3 ライセンスソフトウェアを修正または修正する手段を他者に提供すること。
  - 2.4 ライセンスソフトウェアの二次創作物の作成、またはライセンスソフトウェアの変換、逆アセンブル、再コンパイルまたはリバースエンジニアリング、またはこれらの行為を行おうとすること（このような行為を該当する法律が明示的に認めている範囲を除く）。
  - 2.5 ライセンスソフトウェアまたはドキュメントに表示または埋め込まれた専有権の通知またはラベルの変更、破壊、またはその他の方法での削除。
  - 2.6 本使用許諾契約で具体的に認められている方法以外でのライセンスソフトウェアの使用。
- 3 **監査。** ライセンサまたは監査官(以下で定義)はライセンス取得者が本ライセンス契約に準拠していることを確認する権利があります (Micro Focus 使用許諾コンプライアンス特権- <http://supportline.microfocus.com/licensing/licVerification.aspx> を参照してください)。ライセンス取得者は次に同意するものとし、
  - A. 内部の予防手段を実装し、ライセンスソフトウェア、関連サポートおよび保守の不正なコピー、配布、インストール、使用、アクセスを防止し、また、本ライセンス契約の条項違反を防止します。
  - B. ライセンスソフトウェアを含むメディアを廃棄する前にライセンスソフトウェアのコード、プログラムおよびその他の専有権情報をすべて破壊または消去するために必要な手順をすべて実行します。
  - C. ライセンス取得者が本ライセンス契約を遵守していることを保証するのに十分な記録を保管します。これには、ライセンスソフトウェアのシリアル番号とライセンスキーおよび、ライセンスソフトウェアがインストールされているまたはライセンスソフトウェアのアクセス元のすべてのマシンのハイパーバイザーのログ(該当する場合)、位置情報、モデル(プロセッサの数とタイプを含む)およびシリアル番号、ライセンスソフトウェアにアクセスしているユーザの名前(法人名を含む)および人数が含まれます。また、ライセンスの要求に応じて、レコードおよびアカウント、特にコピー数(製品およびバージョンごと)およびライセンス取得者の使用許諾とライセンスソフトウェア、関連のサポートおよび保守の展開と合理的に関連するネットワークアーキテクチャに基づいて、測定基準およびレポートを提供および認証します。
  - D. ライセンサの要求に応じて、ライセンス取得者は、ライセンスまたはライセンス独自の判断で選出した独立した監査官(「監査官」)に要求の 7 日以内に、ライセンスまたは監査官が提供したアンケートに記入して提出し、またライセンスが要求する書式でライセンス取得者の責任者が署名し、提供する情報の正確さを保証する旨の書面を提出します。
  - E. ライセンサの代表または監査官は、ライセンス取得者の通常の営業時間中にライセンス取得者のコンピュータおよびレコードを検査および監査して、ライセンス取得者のソフトウェア製品および関連保守の使用許諾条件の遵守を確認できます。ライセンス(該当する場合には監査官)の書面による署名付きの機密文書の提示に応じて、ライセンス取得者はこのような監査に全面的に協力し、必要な補助を提供し、レコードおよびコンピュータにアクセスするものとし、
  - F. ライセンス取得者がライセンスソフトウェアを使用許諾なしでインストール、使用、またはアクセスしている、またはある時点で上記のような状態であった場合、または付与された使用許諾をこれ以外の方法で違反した場合(「順守違反」)、差し止めによる救済を含むがこれらに限定されないライセンスが持っている他の権利および賠償に影響を与えることなく、ライセンス取得者は 30 日以内に十分な使用許諾またはサブスクリプション、関連サポートおよび保守を購入し、順守違反を是正するものとし、その際、このような状況ではない場合に適用できる値引きは受けられないものとし、順守違反開始から料金の支払いまでの期間の追加の使用許諾として、ライセンスの現在(追加購入の日付)の定価、12 カ月のサポートと保守の料金、および金利(月々 1.5%の複利または該当する法律によって認められた最大利率の低い方)を支払うものとし、前記の金利は、順守違反開始時に請求書が発行されていない場合でも支払うものとし、5%以上の重要なライセンス不足が見つかった場合、使用権者はその他の支払うべき金額に加えてこの監査に対する妥当な費用もライセンスに賠償するものとし、この第 3 項の義務はライセンス取得者の不履行とすべてのサードパーティの不履行の両方に適用されるものとし、
- 4 **ドキュメント。** ライセンサが推奨するライセンスソフトウェアの使用法と用途を記述したライセンスの標準ドキュメントの電子コピー 1 部がライセンスによって、追加費用なしでライセンス取得者に対して提供されるか、ライセンスの Web サイトで閲覧可能とされます。印刷されたドキュメントのコピーをライセンスまたはその認定販売店から購入できる場合があります。標準ドキュメントの追加コピーはライセンスの Web サイトで閲覧できる場合があります。

- 5 **ライセンス期間。**ライセンスソフトウェアの本ライセンス契約およびライセンス取得者の使用許諾は無期限です。ただし、サブスクリプション/期間使用許諾がライセンス取得者によって購入された場合(この場合、使用許諾の期間は、付録 1 または付録 2 で指定されているように製品注文書で規定されるか、それ以外の場合にはライセンス取得者とライセンサの間で書面によって同意されます)を除きます。また、この第 5 項で記述されているように中途終了される場合があります。ライセンス取得者がサブスクリプション/期間使用許諾を購入した場合、ライセンスソフトウェアに対するライセンス取得者の使用許諾は、そのサブスクリプション/期間の満期に自動的に終了します。ライセンサは、下記の場合に書面による終了の通知をライセンス取得者に渡すことによって、ライセンスソフトウェアに対する本ライセンス契約およびライセンス取得者の使用許諾をただちに終了することができます。(i) ライセンス取得者が本ライセンス契約の条項を違反し、ライセンサからライセンス取得者に通知した日から 10 日以内に違反を是正しなかった場合。(ii) ライセンス取得者が清算された、管財人を指名した、または破産または倒産などの処理を申請または開始した場合。終了はライセンサが持っている他の権利および救済手段に影響を与えることなく行われるものとします。契約終了の場合には、使用権者は、いかなる目的のためにもライセンスソフトウェアまたはライセンスソフトウェアのコピーを保持、アクセスまたは使用する権利がなくなり、所持または管理しているライセンスソフトウェアのすべてのコピーを破棄または消去し、ライセンスソフトウェアのすべてのコピーを破棄または消去したという書面による証明書をライセンサに送付するものとします。終了によって使用権者は、これまでに支払われたあらゆる種類の料金を払い戻しまたは精算する権利を与えられないものとします。その性格上継続が妥当と考えられる第 3、8、9、10、11、12、13 項およびその他の項に含まれている当事者の権利および義務は、本使用許諾契約の終了または満了後も効力を維持します。
- 6 **サポートと保守。**ライセンス取得者がサポートおよび保守サービス(またはこれらのいずれか)を購入した場合、ライセンサとライセンス取得者間で交わされた該当する年間サポートおよび保守契約、製品注文書、またはその他の書面による契約に別途指定がない場合には、ライセンス取得者の最初のサポートまたは保守の期間はライセンスソフトウェアのライセンス取得者への配信時に始まり、その後 1 年間(サブスクリプション/期間使用許諾の期間が 1 年未満の場合にはその期間)続きます。ライセンス取得者がいずれかのライセンスソフトウェアのサポートおよび保守(またはそのいずれか)を購入した場合、ライセンス取得者はこの条項に基づきそのライセンスソフトウェア製品のライセンス取得者が使用許諾されたユニットすべてのサポートおよび保守サービス(またはそのいずれか)を購入しなければならないことに同意したものとします。ライセンサが提供するサポートおよび保守サービス(またはこれらのいずれか)は、書面で当事者が別の同意をしていない限り、ライセンサの現在適用可能な標準年間サポートおよび保守契約(またはこれらのいずれか)に従うものとします。
- 7 **限定的保証。**ライセンサは保証期間中、(i) ライセンスソフトウェアがメディアを介して提供される場合、メディアは通常使用に影響する素材上または製造上の欠陥がなく、(ii) 使用権者に送付するライセンスソフトウェアのコピーはドキュメントのすべての主要条件を満たしていることを保証します。上記の保証の(i)を満たしていないことに対する唯一かつ排他的な救済策として、ライセンサの唯一の義務は、ライセンス取得者が保証期間内に欠陥メディアをライセンサに返送した場合にライセンスソフトウェアが配信された欠陥メディアを無償で修復または交換することとします。上記の保証の(ii)を満たしていないことに対する唯一かつ排他的な救済策として、ライセンサは、ライセンスソフトウェアを無償で修理または交換して保証に準拠するようにするか、または、ライセンサがこの救済策が経済的または技術的に可能でないと合理的に判断した場合、使用権者は、該当のライセンスソフトウェアについて使用権者が支払った使用許諾料金および保守料金の全額払い戻しを受ける資格を与えられるものとします。この払い戻しによって、そのライセンスソフトウェアを使用するライセンス取得者の使用許諾は終了します。この第 7 項で規定される保証は、ライセンスソフトウェアの欠陥が以下の結果として生じた場合には適用されないものとします。(a) ライセンスソフトウェアが、ドキュメント、本ライセンス契約に従って、またはライセンスソフトウェアが設計され、ライセンサによって使用許諾されたプラットフォーム上で使用されなかった場合、または(b) ライセンスソフトウェアがライセンス取得者またはサードパーティによって変更、修正または交換された場合(ただし、ドキュメントで指定されている場合を除く)、または(c) ライセンス取得者の機器の誤動作、または(d) 事故または誤用、または(e) 認可されていない人によるサービス、または(f) ライセンサが提供しなかったその他のソフトウェアをライセンス取得者が使用した、またはライセンスソフトウェアの用途として設計されておらず動作を許諾されていないソフトウェアを使用した場合、または(g) サードパーティソフトウェア(本文中で定義)、または(h) ライセンス取得者へのメディアの初期配信後に発生したその他の原因(ライセンサによる直接原因でない場合)。上記は、本保証の下で使用権者が保持する完全かつ全体的な救済策を示しています。ライセンサは保証期間外に行われた保証請求に対して責任を負わないものとします。上記の保証は、更新を含む無償のライセンスソフトウェアには適用されないものとします。ただし、このようなソフトウェアによる問題は該当のサポート条項の下でサポートを受けられる場合があります。
- 8 **保証の免責条項。**ライセンスソフトウェアをあらゆる運用環境でテストすることはできないため、ライセンサは、ライセンスソフトウェアに含まれている機能がライセンス取得者の要件を満たすこと、ライセンスソフトウェアの操作が中断されないこと、またはライセンスソフトウェアにエラーがないことを保証しません。本ドキュメントおよび法律で認められている範囲で規定されている場合を除き、商品性、品質、特定の目的への適合性に関する暗黙的保証を含むがこれらに限定されない、明示的または暗黙的、法的またはそれ以外のその他のあらゆる保証をライセンサ側およびそのサードパーティ販売業者は行いません。ライセンス取得者は、ライセンス取得者の意図した結果を達成するためのライセンスソフトウェアの選択、ライセンスソフトウェアのインストールと使用、およびライセンスソフトウェアから得られる結果についてライセンス取得者が責任を負うことを認めるものとします。
- 9 **責任の制限。**ライセンサの責任は、該当の請求を生じさせたライセンスソフトウェアに対して使用権者が支払った合計金額に制限されるものとします。この制限は、契約違反、保証の違反、不注意、厳格責任、虚偽表示およびその他の不法行為を含むがこれらに限定されないあらゆる訴訟原因に適用されます。いかなる場合も、ライセンサは、間接的損害、特別損害、偶発的損害、結果的損害、懲罰的損害などの損害、および利益、契約、データ、またはプログラムの損失、または失われたデータまたはプログラムの回復に要した費用について、事前に損害発生の可能性を知らされていた場合であっても責任を負わないものとします。ライセンサの責任の制限は包括的なものです。本ライセンス契約のライセンス取得者の救済策がライセンス取得者の排他的救済策です。

ライセンサのサードパーティ販売業者は、直接的であれ間接的であれ、特別、偶発的または結果的利益、契約、データ、またはプログラムの傷害、損失または損傷、またはこれらのデータまたはプログラムを回復するための費用について、事前に損害発生の可能性を知らされていた場合であっても責任を負わないものとします。

使用権者は、本使用許諾契約を締結する際、本使用許諾契約で明示的に規定されている以外の何らかの表明(書面でも口頭でも)に依拠した場合、または依拠しなかった場合に、その表明についてライセンサに対する救済請求権はないことに同意します。

使用権者はさらに、この項の責任の制限が本使用許諾契約の重要な要素であり、この制限がないと価格およびここで規定されるその他の条項が大きく異なることになることを認めます。

本使用許諾契約もこの第 9 項のあらゆる内容も、法律によって認められていない範囲までライセンスまたはそのサードパーティ販売業者の責任を除外または制限するものではありません。

- 10 **高リスクの使用法。** ライセンスソフトウェアはフォールトトレラントではなく、また、ライセンスソフトウェアの障害が直接的または間接的に人命の損失、人体の傷害、重大な物理的損害または環境破壊に直結する可能性のある、フェールセーフ性能が必要な危険な環境（原子力施設、航空機管制システム、通信システム、航空交通管制、生命維持装置、兵器システムを含むがこれらに限定されない運用）で使用するために設計、製造されたものではなく、そのような用途も想定していません。ライセンスおよびその販売業者は高リスク状況でのライセンスソフトウェアの使用に対して責任を負わないものとします。
- 11 **所有権。** ライセンサ（またはその提携先）および該当する場合にはライセンサのサードパーティ販売業者は、ライセンスソフトウェアおよびその完全または部分的コピーのすべての所有権を所有し、保持します。このような所有権にはすべての特許権、著作権、商標、取引上の秘密、サービスマーク、関連営業権およびこれに関係する機密情報が無制限に含まれます。本使用許諾契約は、ライセンスソフトウェアについて、ここで指定される使用許諾以外のいかなる専有権も使用権者に譲渡しません。
- 12 **サードパーティソフトウェアおよびコンポーネント。** ライセンスソフトウェアは、ライセンス取得者がサードパーティの条項に従ってサードパーティから直接使用許諾される必要がある特定の指定されたサードパーティソフトウェアプログラムが付属し、これを必要とする場合があります（たとえば、Adobe Acrobat、ArcSight SmartConnector、または Microsoft Internet Explorer）（「サードパーティソフトウェア」）。サードパーティソフトウェアは、そのサードパーティの条項の下、そのサードパーティとライセンス取得者の間での直接の使用許諾の下でのみサードパーティソフトウェアのライセンスによって提供されます。したがって、本使用許諾契約の下でのライセンスと使用権者の責任、義務および権利はこのようなサードパーティソフトウェアには適用されません。また、ライセンスは、サードパーティ販売業者によってライセンスに提供された特定のランタイムまたはその他の要素を一部のライセンスソフトウェアに埋め込んでいます（「サードパーティコンポーネント」）。このようなサードパーティコンポーネントがライセンスソフトウェアメディアにロードされていてもかまいません。サードパーティコンポーネントは本使用許諾契約に従って使用権者に使用許諾されます。サードパーティコンポーネントは、オープンソースソフトウェアを含んでいてもかまいません。その詳細（該当する場合は）(i) 該当するライセンスソフトウェアに付属しているファイル内または (ii) 該当するドキュメントにあります。使用権者は、ライセンスソフトウェアを使用する際にのみライセンスソフトウェアのサードパーティコンポーネントにアクセスできます。使用権者は、ライセンスソフトウェアを使用せずにサードパーティコンポーネントに直接アクセスまたはアクセスの試行を行うことはできません。本ライセンス契約で規定されるライセンスソフトウェアに適用可能なすべての制限、制約および義務がライセンス取得者によるサードパーティコンポーネントの使用に適用されるものとします。サードパーティソフトウェアおよびサードパーティコンポーネントはこれらをライセンスに提供するそれぞれのサードパーティ販売業者の所有物です。このようなサードパーティ販売業者は、サードパーティソフトウェアおよびサードパーティコンポーネントのすべてのコピーをどのような方法で作成された場合でも所有します。使用権者はサードパーティソフトウェアおよびサードパーティコンポーネントの所有権に異議を唱えないことおよびそのサードパーティ販売業者に属している商標またはサービスマークを使用しないことに同意します。使用権者は、このようなサードパーティ販売業者が、本使用許諾契約においてライセンスソフトウェア（サードパーティコンポーネントを含む）の知的所有権を保護し、その特定の使用を制限するためのすべての条項で意図されたサードパーティ受益者であることに同意します。本使用許諾契約のどの項目も、ライセンスソフトウェアに含まれるオープンソースコードに対する該当のオープンソース使用許諾の下、使用権者が持つ権利または義務、または使用権者が影響される条件を制約、制限またはそれ以外の方法で影響を与えるものではないものとします。
- 13 **米国政府のエンドユーザへの通知。** ライセンスソフトウェアおよびドキュメントは、48 C.F.R. §12.212 または 48 C.F.R. §227.7207 でここに適用可能な意味で使用されている場合、48 C.F.R. §2.101 で定義されている「市販コンピュータソフトウェア」と「市販コンピュータソフトウェアドキュメント」から構成される「市販品」とみなされます。これらの項に合わせて、ライセンスソフトウェアおよびドキュメントは、(i) 市販品としてのみ、(ii) 本使用許諾契約に従って付与される権利としてのみ米国政府のエンドユーザに使用許諾されます。製造者は、ライセンスである、またはライセンスを代表する、Micro Focus (US), Inc., 700 King Farm Blvd., Suite 400, Rockville, MD 20850 です。
- 14 **使用許諾料金および支払条件。** 使用権者は、請求書または当事者によって書面で合意された日付の 30 日以内にライセンスソフトウェアに対する該当のエンドユーザ使用許諾料金を支払うことに同意します。エンドユーザ使用許諾料金は、上記の第 7 項または以下のソフトウェア固有の条件の規定を除いて払い戻しできません。これは、源泉徴収税を含むがこれに限定されない控除なしで支払われるものとし、エンドユーザ使用許諾料金には、該当する輸送費、付加価値税などの適用される税金は含まれないものとし、このような支払いはすべて使用権者が支払うまたは返済するものとし、未払いの期限超過額には、月々 1.5% の複利または該当する法律によって認められた最大利率の低い方の金利が生じるものとし、使用権者は、訴訟が提起されたかどうかに関係なく、このような金利および関連する回収費用を支払う責任があるものとし、ライセンスは、このような期限超過残高、金利および回収費用が支払われない場合、追加の製品注文書の受理を拒否できます。
- 15 **関連サービス。** 使用権者は、適切なハードウェアをすべて取得し、サポートソフトウェア（オペレーティングシステムを含む）をすべてインストールし、ライセンスソフトウェアを適切にインストールして実装し、ライセンスソフトウェアに関するトレーニングを行う責任があるものとし、ライセンス取得者がライセンスを雇ってライセンスソフトウェアについてのサービスを実行する場合（たとえば、インストール、実装、保守、コンサルティングおよびトレーニングサービス）、ライセンス取得者とライセンスは、ライセンスによる書面による同意がない場合には、そのサービスについてのライセンスのその時点での標準の条件、条項および料金に従うものとし、
- 16 **プライバシー。** ライセンスソフトウェアに、ライセンスソフトウェアのユーザに通知せずにまたは認識されずに、使用権者が展開したライセンスソフトウェアを実行しているコンピュータからデータを収集、またはこのようなコンピュータを制御または監視する機能が含まれている場合、(i) 使用権者は、ライセンスソフトウェアのユーザに関するデータの収集について単独で責任を持ち、あらゆる責任を負います。これは、このようなユーザへの通知、すべてのデータ収集、プライバシーおよびその他の法令、法律、業界規格およびこのような動作に適用可能なその他の権利に準拠することを含むがこれらに限定されません。(ii) 使用権者は、損害、請求、損失、和解、弁護士費用、弁護士料、訴訟費用およびこのような活動に関連するその他の経費またはこれに関する請求を賠償するものとし、ライセンスは免責されるものとし、法律で認められている範囲で、本ライセンス契約を締結することによって、ライセン

ス取得者は、以下について明示的に同意します。(i) ライセンサが時折ライセンス取得者に情報を送信し、本ライセンス契約の下で提供される製品かどうかに関係なく、ライセンサが提供する様々な製品を広告すること、(ii) ライセンサの顧客リスト、販売促進資料およびプレスリリースにライセンス取得者の名前を使用すること、および(iii) 内部セキュリティおよび使用許諾目的のためにライセンスソフトウェアがインストールされたコンピュータシステムの情報(製品バージョン、シリアル番号など)をライセンサが収集および使用すること。ライセンサはこの情報を使用してこのソフトウェアを利用している個人を特定しません。

- 17 **その他。** ライセンサは、本ライセンス契約(全体または一部)を会社のライセンサの企業グループのメンバーまたはライセンスソフトウェアの知的所有権の購入者に委託することができますが、それ以外の場合には、いずれの当事者も本ライセンス契約、これにより割り当てられる権利(ライセンス取得者の資産の支配権の変更、この資産のすべてまたは実質的にすべての売却等の移譲は割り当ての意味に含まれるものとします)、またはいずれかの側によって委任された義務を委託することはできず、そのような試みは無効になります。

使用権者がライセンスソフトウェアを北米で取得した場合、テキサス州の法律によって本使用許諾契約が管理され、これによって付与される使用許諾および対象の当事者は、本使用許諾契約に基づくまたは付与される使用許諾または使用許諾される製品に関する訴訟において、テキサス州にある州裁判所または連邦裁判所の排他的管轄権に従うことを同意します。それぞれの当事者は、対人管轄権に基づく異議またはフォーラムノンコンビニエンス(インコンビニエントフォーラム)を含むこの裁判地に反対するために所有している権利を放棄します。当事者は、統一コンピュータ情報取引法(Uniform Computer Information Transaction Act)または任意の州で、任意の形式で採用されたその派生法(「UCITA」)が本使用許諾契約に適用されないことに同意します。UCITAが適用できる範囲で、当事者は、そこに含まれているオプトアウト条項に従って UCITA の適用性をオプトアウトします。使用権者がライセンスソフトウェアをフランス、ドイツまたは日本で取得した場合、本使用許諾契約は、使用権者がライセンスソフトウェアを取得した国の法律によって管理されます。残りの国では、本使用許諾契約は英国の法律によって管理されます。前記の該当する法律は、その法律の条項の矛盾に関係なく、また、国際物品売買契約に関する国連条約に関係なく適用されるものとします。北米での取引以外、本使用許諾契約、これの下で付与される使用許諾、および当事者は、前記のように適用される法律を決定した国の裁判所の排他的管轄権に従うものとします。論争が生じた場合、勝訴した当事者は、本使用許諾契約を施行するために負った妥当な費用、必要な支出および弁護士料金を他方の当事者から徴収する権利を有するものとします。

本使用許諾契約はこれに加えて、コンピュータソフトウェアおよびテクノロジーの輸出または再輸出に関して、米国、英国またはEUの法律、規制およびその他の制約に従います。使用権者は、このような適用可能な制約に反してライセンスソフトウェアまたはその派生品を輸出または再輸出しないことに同意します。特に、ただしこれに限定されないが、ライセンス取得者は、ライセンサの製品およびテクノロジー(またはこれらのいずれか)が米国輸出管理規則(「EAR」)に従うことを認め、また、ライセンス取得者はEARに準拠することに同意します。ライセンス取得者は、ライセンサの製品を、(1) 米国または該当する輸出管理規則で指定された国、(2) 核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、宇宙ロケット、気象観測ロケット、または無人航空機的设计、開発、製造のために、ライセンサの製品を利用しようとしていると、ライセンス取得者が知っているまたは知るに足る理由があるエンドユーザ、(3) 該当する政府機関より輸出管理規定に参加することを禁止されたエンドユーザに対して、直接的または間接的に、輸出または再輸出することはできません。ライセンスソフトウェアをダウンロードまたは使用することにより、使用権者は前述の条項に同意したものとし、使用権者がかかる国に滞在していない、その管理下にない、またはその国民もしくは居住者ではない、かかるリストに載せられていないことを表明および保証するものとします。

ライセンサは、オンラインおよび印刷されたセールスおよびマーケティング資料において、投資家向けの活動、分析のための活動および広報活動の目的でライセンサの使用権者として使用権者を名前およびロゴ(またはこれらのいずれか)で特定してもかまいません。ライセンス取得者の名前またはロゴのその他の使用法、またはライセンスソフトウェアの使用法の使用法の記述は、ライセンス取得者の事前の同意に従うものとします。ライセンスソフトウェアのインストールの8週間以内に、ライセンサの書面による要求に基づいて、ライセンス取得者は、ライセンスソフトウェアの使用法の書面による記述を入力してライセンサに提供します。これには、事業の課題、ソフトウェアソリューション、およびライセンスソフトウェアのインストールによって実現した結果が含まれます。この情報提供は、ライセンサの代表者との会議中(当事者によって同意された適切な時期に開催)に、使用権者の代表者(ライセンスソフトウェアおよびインストール後のそのパフォーマンスに精通している人)によって行われるものとします。この会議は電話で行われてもかまいません。この情報提供はライセンサ社内および機密店舗で、使用できます。この情報のその他の使用法はライセンス取得者の事前の同意に従うものとします。

製品注文書を除いて、本使用許諾契約は、ライセンスソフトウェアの使用許諾に関する当事者間の完全で排他的な契約文書であり、ライセンスソフトウェアに関する当事者間の以前のエンドユーザ使用許諾契約およびライセンスソフトウェアに組み込まれたエンドユーザ使用許諾契約を含むがこれに限定されない、すべての提案、通信、購入注文書、および以前の合意(口頭であれ、書面であれ)に優先されます。ライセンサの従業員、代理人、または代表には、ライセンスソフトウェアに関する口頭による陳述または保証によりライセンサを拘束する権限はありません。本使用許諾契約に明示的に含まれていない陳述または声明も本使用許諾契約の補足、変更、または修正も当事者を拘束しません。ただし、本使用許諾契約のライセンサおよび使用権者の正当に権限を与えられた代表者によって書面で締結された場合は除きます(ライセンサの販売店または販売代理店を除く)。本使用許諾契約に基づく権利の放棄は、拘束を受ける当事者の正式の代表者が書面に署名した場合に限り有効となります(ライセンサの販売店または販売代理店を除く)。契約違反または不履行に基づく過去および現在の権利の放棄は、本使用許諾契約に基づいて生じる将来の権利の放棄とみなされることはありません。本使用許諾契約のいずれかの条項が無効または実行不可能な場合、その無効性または実行不可能性を排除するため、その条項は必要な限度で解釈の変更、制限、修正、または必要な場合本契約から分離されるものとし、本使用許諾契約のその他の条項はこれに影響されることなく有効であるものとします。それぞれの当事者は、本使用許諾契約の締結において、あらゆる表現、契約、保証またはその他の確約に頼らないこと(本使用許諾契約および製品注文書で繰り返されているものを除く)、および第17項がなければ行使できるすべての権利および救済策を放棄することを認めます。この第17項のどの項目も悪意不実表示の責任を排除するものではありません。

使用権者がイタリアに存在する場合、製品注文書を発行することによって、使用権者は、以下の使用許諾契約の条項を読み、明示的に承認したことを宣言します: 5. ライセンス期間、6. サポートと保守、7. 限定保証、8. 保証の免責条項、9. 責任の制限、10. 高リスクの使用法、16. プライバシー、17. その他、付録1、および付録2。

## ライセンス条項。

### ライセンスオプション

#### 定義

以下において「Sentinel」はライセンスソフトウェアを指します。

「コレクションポイント」とは、Sentinel がライセンス取得者からデータを収集または受信するインタフェースを意味します。たとえば、コネクタやエージェントなど、デバイスからデータをキャプチャする Sentinel インタフェースがあります。

「イベント」とは、ライセンス取得者の環境内での動作を記述するデバイスによって作成される単一の記録を意味します。

「1秒あたりのイベントの合計数(合計 EPS)」とは、ライセンス取得者のすべての Sentinel コレクションポイントによって受信されるイベント数を1日24時間にわたって平均した1秒あたりの総数を意味します。任意のコレクションポイントによって受信されるすべてのイベント(バックアップを目的として1つの Sentinel システムから別のシステムに転送されたイベントを除く)は、そのコレクションポイントまたは Sentinel インフラストラクチャの他のコンポーネントによってフィルタリングまたはドロップされるとしても、この測定に加算されます。合計 EPS は、特定の1日に収集されたイベントの総数を86400(1日の秒数)で除算しても算出できます。

「保存された1秒あたりのイベント数(保存された EPS)」とは、ライセンス取得者に関してライセンスソフトウェアにより実際に保存されたイベントの総数を、フィルタリングし、秒あたりで平均化した値です。コレクションポイントで受信され、メカニズムによりフィルタリングされて保存されなかったイベントは、この測定値にカウントされません。保存された EPS は、保存されたイベントのバッチごとに、ライセンスソフトウェアによって自動的に計算されます。特定のバッチのイベント総数を、そのバッチ内で保存が行われた時間の秒数で割ったものが、保存された EPS になります。

「インスタンス」とは、ライセンスソフトウェアの実行に必要な最初のライセンスソフトウェアのコピー、およびメモリまたは仮想メモリに格納またはロードされるライセンスソフトウェアの各追加コピー(または部分的なコピー)を意味します。

「監視」とは、直接的または間接的に情報を受信することを意味します。

「デバイス」とは、イベントのソースとなる任意のタイプまたはクラスのソフトウェアまたはハードウェアエンティティを意味します(ネットワークセキュリティデバイス、Microsoft Windows または UNIX サーバ、Microsoft SQL Server インスタンス、アプリケーションインスタンスなど)。

- 複数のイベントソースがイベントを管理コンソール/デバイス/ソフトウェアまたは syslog サーバ(「多重方式」または「プーリング」ソフトウェアまたはハードウェア)に送信する場合は、各1次ソース/起点ソースが別々のデバイスとしてカウントされます。
- 複数の関連するソフトウェアコンポーネントが、常に単一の製品としてパッケージされ、単一のインスタンスとして展開される場合(単一のオペレーティングシステムインスタンスのコンポーネントとしてなど)、そのコンポーネントは単一のイベントソースと見なされることがあります。たとえば、あるデータベースがオペレーティングシステム上で実行しており、そのオペレーティングシステムが仮想プラットフォーム上でホスティングされている場合には、3つの起点デバイスがあるとしてもできますが、各実行可能ファイルはオペレーティングシステムに同梱されているので、それらは単一のデバイスと見なされます。

「デバイスタイプ」とは、デバイスのタイプまたはクラス(オペレーティングシステム、ファイアウォール、アンチウイルスソフトウェア、ユニバーサルアダプタなど)を意味します。

「Advisor」とは、Sentinel 脆弱性およびエクスプロイト検出マッピングデータフィードを指します。

「ライセンス取得者」とは、法人を指し、税制上の優遇または法人格を目的として別途存在する子会社および関連会社は除きます。民間セクタのライセンス取得者には、企業、組合、企業合同などがあります。ただし、別個の納税者番号または会社登録番号を持つ、ライセンス取得者の子会社や関連会社は除きます。公的セクタのライセンス取得者には、特定の政府機関や行政機関などがあります。

「Sentinel サーバ」とは、中央環境設定データベースをホストし、すべてのデータを管理および格納する Sentinel の基本インスタンスまたはインストールされたコピーを意味します。「Sentinel サーバ」は、コレクタマネージャおよび関連エンジンサービスをホストすることもあります。その場合これらは Sentinel サーバの一部と見なされます。Sentinel サーバで使用可能にされる機能セットは、購入したライセンスにより異なります。

「リモートコレクタマネージャ」とは、Sentinel サーバと同じプラットフォーム上で実行していない、別個にホストされているコレクタマネージャサービスのインスタンスを意味します。「リモートコレクタマネージャ」は、すべてのデータを Sentinel サーバに送信するように設定されています。

「リモート関連エンジン」とは、Sentinel サーバと同じプラットフォーム上で実行していない、別個にホストされている関連エンジンサービスのインスタンスを意味します。「リモート関連エンジン」は、Sentinel サーバからのすべてのデータを分析して、結果を Sentinel サーバに戻すように設定されています。

「サーバコンポーネント」とは、リモートコレクタマネージャおよびリモート関連エンジンのコンポーネントを意味します。

ライセンスソフトウェアの「非実働」使用は、開発およびテストのみを目的としてライセンスソフトウェアをインストールすることと定義されます。非実働インスタンスによって収集されるデータは、特定の開発またはテスト作業を行うという目的にのみ使用され、ライセンス取得者の IT 環境への実際の脅威を検出するために使用されることはありません。

「プラグインソフトウェア開発キット」(「Sentinel プラグイン SDK」とも呼ばれる)は、コレクタ、アクション、レポートおよびその他のプラグインの構築または変更に使用できるツールキットを意味します。

「許可された派生成果物」とは、後述のライセンス許諾に従って、ライセンス取得者が内部使用向けに作成するコレクタ、アクション、レポート、ソリューションバックおよび他のプラグインの派生成果物を意味します。

「ソリューションバック」とは、ライセンスソフトウェアの Sentinel コントロールセンターコンポーネントのソリューションマネージャを使用して既存の Sentinel インストールにインポートおよび展開される Sentinel コンテンツの事前定義セットです。ソリューションバックのコンテンツは、展開ステータスおよび関連する相関規則を含む相関規則展開、相関アクション、動的リスト、レポート、関連する役割を含む iTRAC ワークフロー、マップ定義とイベントメタタグ設定を含むイベント強化、文書/例レポート PDF/サンプルマップファイルなどソリューションバックの作成時に追加されたその他の関連ファイルなどを含むことがありますが、これらに限定されません。

「タイプ I デバイス」とは、Sentinel によって監視される、単一のサーバオペレーティングシステム、データベース、セキュリティまたはネットワークデバイス(ファイアウォール、侵入検知システム(IDS)、侵入防止システム(IPS)、ルータ、スイッチなど)であるデバイスを意味します。

「タイプ II デバイス」とは、Sentinel によって監視される、個別のデスクトップコンピュータまたはハンドヘルド/携帯デバイス上のアプリケーション(デスクトップマシン対応のウィルススキャンなど)またはオペレーティングシステムであるデバイスを意味します。

「タイプ III デバイス」とは、Sentinel によって監視される、脆弱性スキャナデバイスまたはソフトウェアであるデバイスを意味します。

「タイプ IV デバイス」とは、Sentinel によって監視される、非セキュリティ系エンタープライズアプリケーション(統合業務ソフトウェア(ERP))、電子メール、アプリケーション配布など)、ログ管理アプライアンスまたはソフトウェアである Sentinel デバイスを意味します。ただし、システムログサーバは含みません。また、タイプ IV デバイスには、タイプ I、タイプ II、タイプ III、タイプ V のどれにも当てはまらないデバイスが含まれます。

「タイプ V デバイス」とは、Sentinel によって監視される、メインフレームセキュリティ論理パーティション(LPAR)であるデバイス(RACF、ACF2、または TopSecret によって監視される IBM z LPAR など)を意味します。

「識別情報」とは、人、コンピューティングホスト、またはアプリケーション/サービスなどのエンティティまたはエンタープライズリソースを指します。識別情報管理システム内で、識別情報を使用してそのエンティティとそれに関連する追加情報を識別して表されます。

「識別情報トラッキング」とは、ユーザアカウントのプロビジョニングおよびプロビジョニング解除に対する、およびそのアカウントが実行した動作に対する、識別情報に基づく監視を指します。

「標準インストール環境」とは、ライセンスにより提供されたものではないオペレーティングシステムの上に展開されている Sentinel のインスタンスを指します。

「ソフトウェアアプライアンス」とは、ライセンスソフトウェア、オペレーティングシステム、およびその他のソフトウェアコンポーネントを含む内蔵型のインストール環境を指します。仮想マシンイメージで提供される場合は仮想マシン環境で、ISO イメージで提供される場合はベースハードウェアで実行するように設計されています。

## ライセンスオプション

通常、ライセンスソフトウェアのライセンスモデルは、ライセンスソフトウェアのカウン基準を示す“ごと”という語と関連しています(たとえば、“ユーザごと”、“デバイスごと”、“インスタンスごと”)。これらの語は、ドキュメント、購買ドキュメント、または本契約に付属する付録 A または付録 B に記載された製品使用権および制限事項など、あらゆるソース(以下「ソース」と総称する)で使用されます。

ライセンスは使用権者に対し、使用権者の注文書に明記されているライセンスの数とタイプに関する以下の条項および条件に基づいて、本ライセンスソフトウェアを使用する永続的かつ非独占的なライセンスを付与します。本ライセンスは、本ライセンスソフトウェアのライセンスファイルのインポートによって開始されるインストールプロセス中に、本契約に合意する際に有効となり、それ以降に本ライセンスソフトウェアに付与されるライセンスは、使用権者が本ライセンスソフトウェアの使用を中止するか、使用権者が本契約の条項および条件に準拠しなかったため、ライセンスが本ライセンスを終了するまで、完全な効力を保ちます。

以下のライセンスタイプは、使用権者がライセンスソフトウェアを購入したライセンスタイプに応じて使用権者のライセンスソフトウェアの使用に適用されます。評価に関する使用権については、以下の付録 2 の「評価版ソフトウェア」の項を参照してください。

## ライセンスタイプ

**ライセンスオプション。** ライセンスソフトウェア取得の方法と時期に従って、次のライセンスオプションおよび資格のいずれか 1 つがライセンス取得者に付与されます。

エンタープライズ EPS/デバイスライセンス: ライセンス取得者の Sentinel 展開は、1 秒あたりのイベントの合計数(合計 EPS)レートが製品注文書に明記された合計購入済み EPS レートおよびイベントソースデバイス数制限を超えない範囲で使用することが許諾されます。EPS レートおよびデバイス数制限のライセンスは累積的であり、ライセンスキャパシティは合計の数量によって決まります。たとえば、500EPS のライセンスと 1000EPS のライセンスを購入した場合であれば、合計で許諾される EPS はその累積数量になり、1500EPS の使用資格を得ることになります。

1 日の平均が過去 30 日以内でライセンスされた EPS の少なくとも 2 倍を超える場合、またはライセンスされている数を超えるデバイスからイベントが収集されている場合、ライセンスを超過していることとなります。

タイプ I デバイス、タイプ II デバイス、タイプ III デバイス、およびタイプ IV デバイスからイベントを収集する権利は、購入したデバイスの累積数まで、エンタープライズ EPS/デバイスライセンスに含まれています。タイプ V デバイスからイベントを収集する権利は、エンタープライズ EPS/デバイス資格に含まれていません。イベントを収集するタイプ V デバイスごとに、ライセンスを個別に購入する必要があります。タイプ II デバイスの場合、中央コンソールにイベントをレポートする個々のアンチウィルスまたはアンチマルウェアエージェントは、エンタープライズ EPS/デバイスライセンスに該当する個別デバイスとしてはカウントされず、中央管理コンソールのみがカウントされます。

エンタープライズ EPS/デバイスライセンスは、他の Sentinel ライセンスオプションとは別個のものであり独立しています。エンタープライズ EPS/デバイスライセンスは、他のライセンスオプションによって付与される資格を交換、縮小、または変更するものではありません。

エンタープライズ EPS/デバイスライセンスは、Sentinel 7、Security Manager 6、およびこれらの製品の後続バージョンまたは別のライセンスオプションからこれらのバージョンに変換したバージョンに適用されます。

インスタントライセンス: ライセンス取得者の Sentinel 展開は、ライセンス取得者が資格を持つ購入したインスタンス数までのインスタンスを使用して運用することが許諾されます。各インスタンスは、メモリまたは仮想メモリに保存またはロードされた Sentinel サーバの別個のインストールとして定義されます。特定のインスタンスが非実働での使用のために割り当てられている場合、そのインスタンスは別個にライセンスを付与されます。

リモートコレクタマネージャおよびリモート関連エンジンなどの追加のサーバコンポーネントのライセンスは、インストールされたサーバコンポーネントのインスタンスごとに別個に付与されます。

インスタンスライセンスは、Sentinel サーバの各インストールに 1 つずつ、およびメモリまたは仮想メモリに保存またはロードされた Sentinel サーバの各追加コピー(または部分コピー)に 1 つずつ必要です。

タイプ I デバイス、タイプ II デバイス、タイプ III デバイス、タイプ IV デバイス、およびタイプ V デバイスのライセンスは、Sentinel サーバによってイベントが収集されるデバイスごとに別個に付与されます。

インスタンスライセンスは、他の Sentinel ライセンスオプションとは別個のものであり独立しています。インスタンスライセンスは、他のライセンスオプションによって付与される資格を交換、縮小、または変更するものではありません。

インスタンスライセンスは、バージョン 7 より前の Sentinel に由来する資格に対してのみ適用されます。

識別情報トラッキングソリューションパックライセンス: 識別情報トラッキングソリューションパックライセンスを購入すると、Sentinel の使用制限付きライセンスが付与されます。このライセンスにより、ライセンサからライセンス許諾を受けた Identity Manager Integration Modules(メインフレームおよびミッドレンジの統合モジュールを除く)に対応するデバイスからイベントを収集して処理する権利が付与されます。ライセンスは、Identity Manager の EULA および製品注文書で定義されたユーザ、管理対象の識別情報、または FTES(つまり、固有のディレクトリオブジェクト)ごとに付与されます。たとえば、ライセンス取得者が Blackboard Integration Module for Identity Manager を展開すると、Sentinel を使用して Blackboard Integration Module 自体からイベントを収集する許可だけでなく、Blackboard から直接イベントを収集する許可がライセンス取得者に与えられますが、これは識別情報トラッキングの目的に限定されます。ただし、識別情報トラッキングソリューションパックライセンスには使用制限があり、次の条件の一部または全部に該当した場合に、ライセンスを超過したものと見なされます。1) 購入した数以上のユーザ、管理対象の識別情報、または FTES に対するアクティビティ分析のために使用する。2) Sentinel 展開を識別情報トラッキング以外の目的で使用してイベントの収集および処理を行う。3) ライセンサからライセンス許諾を受けた Identity Manager Integration Modules に対応しないデバイスからイベントを収集する。

識別情報トラッキングソリューションパックライセンスは、他の Sentinel ライセンスオプションとは別個のものであり独立しています。識別情報トラッキングソリューションパックライセンスは、他のライセンスオプションによって付与される資格を交換、縮小、または変更するものではありません。

識別情報トラッキングソリューションパックライセンスは、識別情報トラッキングに由来する資格、または別のライセンスオプションからそのようなバージョンへの変換による資格に適用されます。

デバイスライセンス: ライセンス取得者の Sentinel 展開は、製品注文書に明記されたデバイスタイプごとの数までのデバイスからイベントを収集して処理することが許諾されます。

デバイスライセンスは、他の Sentinel ライセンスオプションとは別個のものであり独立しています。デバイスライセンスは、他のライセンスオプションによって付与される資格を交換、縮小、または変更するものではありません。

デバイスライセンスは、バージョン 6.0 より前の Security Manager に由来する資格に対してのみ適用されます。



**Compliance Management Platform ライセンス:** ライセンス取得者が Compliance Management Platform を購入すると、Sentinel の使用制限付きライセンスが付与されます。このライセンスにより、ライセンサからライセンス許諾を受けた Identity Manager Integration Modules (ライセンサのメインフレームおよびミッドレンジの統合モジュールを除く)に対応するデバイスからイベントを収集して処理する権利が付与されます。ライセンスは、ライセンサの Identity Manager の EULA および製品注文書で定義されたユーザ、管理対象の識別情報、または FTES (つまり、固有のディレクトリオブジェクト)ごとに付与されます。たとえば、ライセンス取得者が Blackboard Integration Module をライセンサから展開すると、Blackboard Integration Module 自体からイベントを収集する許可だけでなく、Blackboard から直接イベントを収集する許可がライセンス取得者に与えられますが、これは識別情報トラッキングの目的に限定されます。ただし、Compliance Management Platform ライセンスには使用制限があり、次の条件の一部または全部に該当した場合に、ライセンスを超過したものと見なされます。1)購入した数以上のユーザ、管理対象の識別情報、または FTES に対するアクティビティ分析のために使用する。2) Sentinel 展開を識別情報トラッキング以外の目的で使用してイベントの収集および処理を行う。3)ライセンサからライセンス許諾を受けた Identity Manager Integration Modules に対応しないデバイスからイベントを収集する。

Compliance Management Platform ライセンスは、他の Sentinel ライセンスオプションとは別個のものであり独立しています。Compliance Management Platform ライセンスは、他のライセンスオプションによって付与される資格を交換、縮小、または変更するものではありません。

Compliance Management Platform ライセンスは、Compliance Management Platform に由来する資格に対してのみ適用されます。

**保存された EPS のライセンス:** この評価用/初期ライセンスオプションでは、25EPS 以下の保存された EPS に対してライセンス取得者の Sentinel 展開がライセンス許諾されます。この制限を超えるとイベントデータにフラグが付き、評価の完了時またはそのような制限を超過した時点でアクセス不能になります。上記のいずれかのライセンスオプションに基づく Sentinel の非評価ライセンスキーを適用すると、そのようなデータがアクセス可能になります。

いずれかのバッチにおいてバッチ当たりの平均が 25EPS を超過すると、保存された EPS のライセンスは超過になります。

タイプ I デバイス、タイプ II デバイス、タイプ III デバイス、およびタイプ IV デバイスからイベントを収集する権利は、「保存された EPS のライセンス」に含まれています。タイプ V デバイスからイベントを収集する権利は、保存された EPS のエンタイトルメントに含まれておらず、このライセンスの下ではタイプ V デバイスの使用は許諾されません。

保存された EPS のライセンスは、初期ライセンスまたは評価用ライセンスとしてのみ利用可能です。Sentinel の非評価ライセンスキーを適用すると、保存された EPS のライセンスは適用されなくなります。保存された EPS のライセンスは、他のライセンスオプションによって付与される資格を交換、縮小、または変更するものではありません。

**プラグインとアドオン:** Sentinel は、特定のビルトインまたはアドオンのモジュラープラグインと共に提供され、製品の基本機能を拡張できる他のモジュラープラグインやアドオン (ArcSight SmartConnector など) をサポートします。これには、ライセンス取得者の作成による「許可された派生成果物」が含まれます。それらすべてのコンポーネントには、プラグインまたはアドオンに別個のライセンス許諾が提供されている場合を除き、本使用許諾契約が適用されます。別個のライセンス許諾が提供されている場合は、当該のライセンス条項が適用されます。特に、一部のアドオンは別の SKU として販売されており、その使用には追加のライセンス条項が適用されます。この EULA は、そのようなアドオンモジュラーのプラグインや、ライセンスソフトウェアにバンドルされているサポート対象のアドオンおよびプラグイン (Sentinel エージェントマネージャインストーラを含むがそれに限定されない) の使用を管理します。

**許可された派生成果物を作成するライセンス。** プラグインソフトウェア開発キットを使用し、Sentinel の特定の部分をカスタマイズして、許可された派生成果物を作成することができます。許可された派生成果物の作成および使用は、開発者使用許諾契約 ([http://www.novell.com/developer/novell\\_developer\\_license\\_agreement.html](http://www.novell.com/developer/novell_developer_license_agreement.html)) に規定されているライセンス条項に従うものとします。ライセンス取得者が許可された派生成果物を作成できる数に制限はありませんが、作成した許可された派生成果物によって収集されるすべてのイベントおよび接続されるデバイスにも、次のライセンス条項が適用されます。

### 追加のライセンス条項:

**評価版ソフトウェア。** ライセンスソフトウェアが評価版であるか、使用権者に対して評価用に提供されている場合、ライセンサの正式な代表者からの書面による承認がない限り、ライセンスソフトウェアを使用するための使用権者のライセンスは、運用と関係のない内部評価目的のみに制限され、使用権者がソフトウェアを受領した評価用提供の条項に準拠し、インストールしてから 60 日(またはライセンスソフトウェア内で別途示される期間)後に期限切れとなります。評価期間満了後ただちに、使用権者はライセンスソフトウェアの使用を中止し、ライセンスソフトウェアにより実行された操作を元の状態に戻し、さらにライセンスソフトウェアを使用権者のシステムから完全に削除する必要があります。ライセンサの権限のある代表者からの書面による承認がない限り、使用権者はライセンスソフトウェアを再びダウンロードすることはできません。ライセンスソフトウェアには、一定期間を過ぎるとその使用を不可能にする自動無効化メカニズムが含まれていることがあります。

**SLES®アプライアンスライセンス。** Sentinel ソフトウェアアプライアンスには、SUSE® Linux Enterprise Server (SLES)製品が含まれます。SLES の使用について、ライセンス取得者は次の制限事項を認め同意します。ライセンスソフトウェアと共にライセンス取得者が受け取る SLES のコピーに付随することのある SLES ライセンス契約で付与されるライセンスの定めにかかわらず、ライセンス取得者は SLES を汎用的なオペレーティングシステムとして使用せず、ライセンスソフトウェアを実行する目的のみに使用することに同意することとします。SLES には、別の使用許諾条項が付随したオープンソースパッケージのコンポーネントが含まれています。別個の使用許諾条項が付随した個々のコンポーネントについては、ライセンス取得者の使用許諾に関する権利はそのような使用許諾条項によって定義されます。本契約が、ライセンス取得者が持つ権利や義務、またはこうしたオープンソース使用許諾条項においてライセンス取得者が遵守すべき条件を制限または限定したり、これらに影響を与えたりすることはありません。

**SLE High Availability Extensions®アプライアンスライセンス。** Sentinel HA ソフトウェアアプライアンスには、SUSE® Linux Enterprise High Availability Extension 製品 (SLE HAE) が含まれます。SLE HAE の使用について、ライセンス取得者は次の制限事項を認め同意します。ライセンスソフトウェアと共にライセンス取得者が受け取る SLE HAE のコピーに付随することのある SLE HAE ライセンス契約で付与されるライセンスの定めにかかわらず、ライセンス取得者は SLE HAE を汎用的な高可用性プラットフォームとして使用せず、ライセンスソフトウェアを実行する目的のみに使用することに同意することとします。SLE HAE には、別の使用許諾条項が付随したオープンソースパッケージのコンポーネントが含まれています。別個の使用許諾条項が付随した個々のコンポーネントについては、ライセンス取得者の使用許諾に関する権利はそのような使用許諾条項によって定義されます。本契約が、ライセンス取得者が持つ権利や義務、またはこうしたオープンソース使用許諾条項においてライセンス取得者が遵守すべき条件を制限または限定したり、これらに影響を与えたりすることはありません。

### Oracle のライセンス条項

また Oracle は、ライセンスソフトウェア(「第三者のコード」)に含まれる、またはライセンスソフトウェアで使用する、Oracle Technology Network Development and Distribution License (<http://www.oracle.com/technetwork/licenses/distribution-license-152002.html>)に記載)に従うドライバおよび Java コードを使用するために、ライセンス取得者が当該ライセンスの条項に同意することを求めています。ライセンス取得者は、こうした第三者のコードを配布したり、ライセンスソフトウェアとは別に第三者のコードを使用したりすることはできません。第三者のコードに適用される条項について、Oracle は、本契約の第三者の受益者になります。

(010320)